

平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査（平成26年度調査）の 実施について（案）

1. 目的

平成26年度診療報酬改定の基本方針及び答申に当たっての中医協附帯意見を踏まえた調査項目について特別調査を実施し、検証部会における平成26年度診療報酬改定の結果検証のための資料を得ることを目的とする。

2. 調査の実施方法

特別調査は、外部委託により実施することとし、実施に当たっては、検証部会委員、関係学会等により構成された「調査検討委員会」を設置し、具体的な調査設計、調査票の作成及び集計・分析方法等の検討を行う。なお、調査検討委員会の事務局は受託業者が担当することとする。

3. 調査項目

以下に掲げる12項目について、「平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査」として平成26年度及び平成27年度の2か年で実施することとし、うち、下線の6項目を平成26年度調査として実施し、それ以外の項目については、施設基準を新設するなど改定の効果が明らかになるまで一定程度の期間が必要であることから平成27年度調査とする。

なお、平成26年度調査においても、改定による効果がより明らかになるように、調査の開始時期については出来る限り後ろ倒しにして調査を実施することとするが、「(1) 同一建物同一日の訪問診療等の適正化による影響調査」については、可能な限り速やかに実施することとする。

- (1) 同一建物同一日の訪問診療等の適正化による影響調査（別紙1）
- (2) 主治医機能の評価の新設や紹介率・逆紹介率の低い大病院における処方料等の適正化による影響を含む外来医療の機能分化・連携の実施状況調査（別紙2）
- (3) 在宅療養後方支援病院の新設や機能強化型在宅療養支援診療所等の評価の見直しによる影響、在宅における薬剤や衛生材料等の供給体制の推進等を含む在宅医療の実施状況調査（別紙3）
- (4) 訪問歯科診療の評価及び実態等に関する調査（別紙4）
- (5) 機能強化型訪問看護ステーションの実態と訪問看護の実施状況調査（別紙5）
- (6) 適切な向精神薬使用の推進や精神疾患患者の地域移行と地域定着の推進等を含む精神医療の実施状況調査（別紙6）
- (7) 救急医療管理加算等の見直しによる影響や精神疾患患者の救急受入を含む救急医療の実施状況調査（別紙7）
- (8) 廃用症候群に対するリハビリテーションの適正化、リハビリテーションの推進等による影響や維持期リハビリテーションの介護保険への移行の状況を含むリハビリテーションの実施状況調査（別紙8）

- (9) 胃瘻の造設等の実施状況調査（別紙9）
- (10) 明細書の無料発行の実施状況調査（別紙10）
- (11) 夜間の看護要員配置の評価や月平均夜勤時間7.2時間要件を満たさない場合の緩和措置による影響及びチーム医療の推進等を含む医療従事者の負担軽減措置の実施状況調査（別紙11）
- (12) 後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査（別紙12）

4. スケジュール

平成26年度調査におけるスケジュールは次の通りである。

○同一建物同一日の訪問診療等の適正化による影響調査

平成26年

- 5月 検証部会、総会で調査項目の決定
- 6月 調査機関の調達、決定
- 6～7月 調査設計、調査票等の検討、調査客体の選定
調査検討委員会において調査票の検討
検証部会、総会で調査票の決定
- 8～9月 調査期間
 - ・調査票の配付、回収
 - ・調査結果の集計、分析
- 10月 調査検討委員会において調査結果(速報)の検討
～調査結果(速報)を取りまとめ、基本問題小委・総会に報告～

○同一建物同一日の訪問診療等の適正化による影響調査以外

平成26年

- 5月 検証部会、総会で調査項目の決定
- 6月 調査機関の調達、決定
- 7～9月 調査設計、調査票等の検討、調査客体の選定
調査検討委員会において調査票の検討
検証部会、総会で調査票の決定
- 8～12月 調査期間（調査票ができた項目から順次、開始する）
 - ・調査票の配付、回収
 - ・調査結果の集計、分析

平成27年

- 1月 調査検討委員会において調査結果(速報)の検討
～調査結果(速報)を取り纏めた項目から順次、基本問題小委・総会に報告～

同一建物同一日の訪問診療等の適正化による影響調査 (案)

1. 調査の目的

平成26年度診療報酬改定において、在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療を推進するため、保険診療の運用上、不適切と考えられる事例への対策を進める観点から、訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護及び在宅薬剤管理指導業務に対する評価について見直しを行った。

これらを踏まえ、在宅医療等の実施状況について調査を行う。

2. 検証のポイント

訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護及び在宅薬剤管理指導業務の評価を適正化したことを踏まえ、集合住宅等における在宅医療等の実施状況について検証を行う。

3. 調査客体

- ・在宅時医学総合管理料、特定施設入居時等医学総合管理料、在宅がん医療総合診療料、往診料、在宅患者訪問診療料、同一建物居住者訪問看護・指導料、精神科訪問看護・指導料Ⅲ、訪問看護基本療養費Ⅱ、精神科訪問看護基本療養費Ⅲ、在宅かかりつけ歯科診療所加算、歯科訪問診療料、在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定している保険医療機関、訪問看護ステーション及び保険薬局等
- ・集合住宅
(具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で検討)

4. 主な調査項目

- ・同一建物における同一日の複数訪問の訪問診療、訪問看護の実施状況及び対象患者の病態
- ・同一建物における同一日の複数訪問の訪問歯科診療の実施状況及び対象患者の病態
- ・同一建物における同一日の複数訪問の在宅患者訪問薬剤管理指導の実施状況及び対象患者の病態
- ・集合住宅等における医師の確保状況

等

主治医機能の評価の新設や紹介率・逆紹介率の低い大病院における処方料等の適正化による影響を含む外来医療の機能分化・連携の実施状況調査（案）

1. 調査の目的

平成26年度診療報酬改定における、地域包括診療料・地域包括診療加算の創設や、紹介率・逆紹介率の低い大病院における処方料等の適正化等の取組が、外来医療の機能分化や連携の推進にどのような影響を与えたかを把握するために、これらを算定している保険医療機関等における診療内容や患者の状況、診療体制、連携の推進状況等について調査を行う。

2. 検証のポイント

地域包括診療料・地域包括診療加算を算定する医療機関における診療状況、特定機能病院や500床以上の病院における紹介率・逆紹介率及び長期処方に関する状況等について検証を行う。

3. 調査客体

地域包括診療料、地域包括診療加算、特定機能病院入院基本料等を算定している保険医療機関及び500床以上の保険医療機関等

（具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で検討）

4. 主な調査項目

- ・地域包括診療料、地域包括診療加算の算定状況及び算定医療機関における診療状況
- ・特定機能病院等における紹介率・逆紹介率、選定療養の利用や長期処方等の状況

等

**在宅療養後方支援病院の新設や機能強化型在宅療養支援診療所等の評価の
見直しによる影響、在宅における薬剤や衛生材料等の供給体制の推進等を含む
在宅医療の実施状況調査（案）**

1. 調査の目的

平成26年度診療報酬改定においては、在宅医療を担う医療機関の確保と質の高い在宅医療を推進するため、緊急時に在宅医療を行う患者の後方受入を担当する医療機関に関する評価を新設するとともに、在宅医療を実績に応じて適切に評価する観点から、単独又は複数の医療機関の連携による機能強化型在支診及び在支病の実績要件の見直し、常勤医師は3名以上確保されていないが、十分な実績を有する在支診又は在支病に対する評価の新設を行った。

また、保険薬局による患者宅への注射薬や衛生材料の提供、在宅における褥瘡対策の評価、在宅自己注射指導管理料の見直し等を行った。

これらを踏まえ、在宅医療の実施状況や各種医療機関間の連携状況、患者の意識等について調査を行う。

2. 検証のポイント

在宅療養支援診療所・病院等における在宅医療の実施状況及び在宅療養後方支援病院との連携状況、各種連携による衛生材料等の提供や褥瘡管理等の状況等について検証を行う。

3. 調査客体

在宅患者訪問診療料、往診料、在宅時医学総合管理料、特定施設入居時等医学総合管理料、在宅療養実績加算、在宅患者緊急入院診療加算、在宅患者共同診療料、在宅患者訪問褥瘡管理指導料、在宅患者訪問薬剤管理指導料等を算定している保険医療機関、訪問看護ステーション、保険薬局及び患者

（具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で検討）

4. 主な調査項目

- ・在宅医療（主として同一建物居住者以外の患者に係るもの）の実施状況
- ・在宅医療を実施する上での各医療機関間の連携状況
- ・在宅医療を主に行う医療機関における外来医療の実施状況
- ・衛生材料等の提供状況
- ・在宅患者の褥瘡の管理状況
- ・在宅自己注射の実施状況
- ・薬局の在宅患者訪問薬剤管理指導の実施状況
- ・保険医療機関や患者の在宅医療に関する意識

等

訪問歯科診療の評価及び実態等に関する調査(案)

1. 調査の目的

平成26年度診療報酬改定において、訪問歯科診療のうち、在宅を中心に実施している歯科診療所の評価や、訪問診療における医科医療機関と歯科医療機関の連携に着目した評価等について見直しを行った。これらの見直しが訪問歯科診療の実施状況にどのような影響を与えたかを調査するとともに、訪問歯科診療の評価については、訪問歯科診療の診療時間や患者数等の実態を把握し、評価体系の見直しに関する影響についても調査を行う。

2. 検証のポイント

平成26年度診療報酬改定で新設した項目による訪問歯科診療の実施状況への影響や、歯科診療所における訪問歯科診療の実態(診療時間、患者数)等について検証を行う。

3. 調査客体

- ・在宅療養支援歯科診療所、在宅かかりつけ歯科診療所加算等を算定している保険医療機関及び患者
- ・在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院(医科)の届出を行っている保険医療機関(具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で検討)

4. 主な調査項目

- ・訪問歯科診療(主として同一建物居住者以外の患者に係るもの)の実態(診療時間等)
- ・歯科診療所と医科医療機関との連携状況
- ・訪問歯科診療に関する患者の意識

等

機能強化型訪問看護ステーションの実態と訪問看護の実施状況調査(案)

1. 調査の目的

平成26年度診療報酬改定において、在宅医療を推進するため、24時間対応、ターミナルケア、重症度の高い患者の受け入れや居宅介護支援事業所の設置等の機能の高い訪問看護ステーションの評価、及び、精神疾患患者の地域移行と定着に向けた取り組み等、さらなる在宅医療の推進と訪問看護の充実を図ることを目的とした各種の評価を行った。

これらを踏まえ、その効果を検証するために、機能強化型訪問看護ステーションの実態、訪問看護の実施状況や介護保険との連携状況、訪問看護を利用する患者の状態、意識等についての調査を行う。

2. 検証のポイント

訪問看護の評価を充実したことに伴い、訪問看護がより一層充実したものとして実施されているかどうか、またその効果等について検証を行う。

3. 調査客体

機能強化型訪問看護管理療養費、訪問看護管理療養費、訪問看護基本療養費、精神科訪問看護基本療養費等を算定している訪問看護ステーション及び患者

(具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で検討)

4. 主な調査項目

- ・機能強化型訪問看護ステーションの実態
- ・訪問看護(主として同一建物居住者以外の患者に係るもの)の実施状況
- ・夜間、休日、緊急時の対応状況
- ・訪問看護を受けている患者の介護サービスの利用状況
- ・訪問看護事業者や患者の訪問看護に関する意識

等

適切な向精神薬使用の推進や精神疾患患者の地域移行と 地域定着の推進等を含む精神医療の実施状況調査（案）

1. 調査の目的

平成26年度診療報酬改定において、精神科急性期病床に係る平均在院日数の短縮を図る観点から医師を重点的に配置した場合の評価など、精神病床の機能分化を進める取組に対して評価を行うとともに、精神疾患患者の地域生活への移行や地域定着を促進する観点から多職種チームによる在宅医療について評価を行った。

また、諸外国と比較して向精神薬の処方剤数が多いことが課題となっていることを踏まえ、向精神薬の適切な処方について見直しを行った。

これらを踏まえ、精神疾患患者の急性期病床での受入状況、精神疾患患者の地域への移行状況や向精神薬の使用状況等について調査を行う。

2. 検証のポイント

急性期における精神科医療体制に係る評価によって平均在院日数などがどう変化しているか、また精神疾患患者の地域移行等の促進のためどのような医療提供体制の充実が図られているか、さらに、向精神薬の処方が適切に行われているか等について検証を行う。

3. 調査客体

精神科救急入院料、非定型抗精神病薬加算、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料、精神療養病棟入院料、精神科継続外来支援・指導料、精神科重症患者早期集中支援管理料等を算定している保険医療機関及び患者

（具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で検討）

4. 主な調査項目

- ・精神科病棟における入院患者の状況
- ・精神科病棟における医師や看護師の配置状況
- ・精神科入院患者の入院日数及び地域への移行状況
- ・向精神薬の処方の状況

等

救急医療管理加算等の見直しによる影響や精神疾患患者の救急受入を含む 救急医療の実施状況調査（案）

1. 調査の目的

平成26年度診療報酬改定における、救急医療管理加算の算定基準の明確化や新生児の退院調整についての評価、精神疾患等を有する救急患者の受入の評価等が、救急医療の充実・強化に与えた影響を調べるため、これらに関連した入院料等を算定している保険医療機関における診療体制、診療内容及び患者の状況などについて調査を行う。

2. 検証のポイント

どのような患者が救急医療管理加算の対象となっているか、周産期医療センターから後方病床や在宅への円滑な移行等が進んでいるか、精神疾患を有する患者や急性薬毒物中毒患者の受入・治療が適切に行われているか等について検証を行う。

3. 調査客体

救急医療管理加算、救命救急入院料、急性薬毒物中毒加算、夜間休日救急搬送医学管理料、小児科外来診療料、新生児特定集中治療室退院調整加算、小児特定集中治療室管理料、総合周産期特定集中治療室管理料、精神科救急入院料、精神科救急・合併症入院料等を算定している保険医療機関及び患者

（具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で検討）

4. 主な調査項目

- ・救急医療体制、関連診療報酬の施設基準の届出、算定状況
- ・救命救急医療、小児医療の実施状況
- ・精神疾患患者等の救急医療の実施状況

等

廃用症候群に対するリハビリテーションの適正化、リハビリテーションの推進等による
影響や維持期リハビリテーションの介護保険への移行の状況を含む
リハビリテーションの実施状況調査（案）

1. 調査の目的

平成26年度診療報酬改定において、急性期病棟におけるリハビリテーション専門職の配置等についての評価の新設及び回復期リハビリテーション病棟における評価の見直しを行うとともに、リハビリテーションの外来への早期移行を推進する観点から、外来における早期リハビリテーションの評価の見直しを行った。また、要介護被保険者等に対する維持期の脳血管疾患等リハビリテーション及び運動器リハビリテーションの評価を見直し、さらに、廃用症候群に対するリハビリテーションを含む疾患別リハビリテーション等の適切な評価を行ったところである。

これらのリハビリテーションの評価の見直しによる保険医療機関の提供体制、維持期リハビリテーションの提供状況及び患者の状態の改善状況の変化について調査を行う。

2. 検証のポイント

急性期病棟における入院早期からのリハビリテーション及び回復期リハビリテーション病棟におけるリハビリテーションの提供状況はどのようなものか、また維持期のリハビリテーションの介護への移行状況及び廃用症候群のリハビリテーションについての提供状況はどのようなものかについて検証を行う。

3. 調査客体

各種リハビリテーション料や加算等を算定している保険医療機関
(具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で検討)

4. 主な調査項目

- ・各種リハビリテーション料の算定状況（入院・入院外）
- ・各種リハビリテーション料を算定している保険医療機関（病院・診療所）におけるリハビリテーションの提供体制
- ・外来のリハビリテーションの提供状況
- ・リハビリテーションを提供している施設ごとの入退院時の患者の状況

等

胃瘻の造設等の実施状況調査（案）

1. 調査の目的

平成26年度診療報酬改定において、胃瘻造設術実施数の減少、胃瘻造設前の嚥下機能評価の実施や造設後の連携施設への情報提供の推進を図ることについて評価を行った。また、十分な嚥下機能訓練等を行い、高い割合で経口摂取が可能な状態に回復させることができた医療機関の評価についての見直しも行った。

これらを踏まえ、胃瘻の造設等について調査を行う。

2. 検証のポイント

胃瘻の造設時に適切な嚥下機能検査を実施しているか、また胃瘻造設術の実施数、胃瘻造設の理由、胃瘻患者に対する摂取機能療法の実施状況、経口摂取への回復率等について検証を行う。

3. 調査客体

胃瘻造設術、胃瘻造設時嚥下機能評価加算、経口摂取回復促進加算、胃瘻除去術等を算定している保険医療機関

（具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で検討）

4. 主な調査項目

- ・胃瘻の実施状況
- ・嚥下機能評価検査の実施状況
- ・摂食機能療法の実施状況
- ・胃瘻除去の実施状況

等

明細書の無料発行の実施状況調査（案）

1. 調査の目的

平成26年4月よりレセプトの電子請求を行っている保険医療機関（400床以上のものに限る。）及び保険薬局については、例外なく詳細な個別の点数項目が分かる明細書の発行が義務づけられたことを踏まえ、保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションにおける明細書の発行状況、発行事務の現状、患者への影響等を調査するとともに、明細書発行に対する患者の意識について調査を行う。

なお、レセプトの電子請求を行っている400床未満の病院については、平成28年4月以降、例外なく明細書の発行が義務づけられることとされている。

2. 検証のポイント

明細書の無料発行義務化による影響や保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションにおける発行状況、また、患者への影響等について検証を行う。

3. 調査客体

保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーション及び患者
（具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で検討）

4. 主な調査項目

- ・明細書の発行実態（発行枚数（公費負担医療の対象患者への発行を含む。）、費用徴収の有無及びその金額等）
- ・明細書発行の事務・費用負担の実態（患者からの照会件数、照会への対応体制確保の状況、設備整備に要する費用等）
- ・患者の明細書の受領状況及び明細書発行に関する意識（患者における必要性等）
- ・患者の明細書の活用状況及び明細書の内容に関する理解度

等

**夜間の看護要員配置の評価や月平均夜勤時間 7 2 時間要件を満たさない場合の
緩和措置による影響及びチーム医療の推進等を含む医療従事者の
負担軽減措置の実施状況調査 (案)**

1. 調査の目的

平成 26 年度診療報酬改定において、医療従事者の負担を軽減する観点から、手術や処置、内視鏡検査に係る休日・時間外・深夜の加算、看護補助者や医師事務作業補助者の配置に係る評価、病棟における薬剤業務に対する評価等について見直しを行った。一方、看護職員の確保が困難な医療機関に対して、看護師の月平均 7 2 時間要件を満たせない場合の緩和措置の拡大を行った。

これらを踏まえ、その影響を検証するために、関連した加算等を算定している保険医療機関における診療体制やチーム医療の実施状況等について調査を行う。

2. 検証のポイント

病院勤務医等の負担軽減や処遇の改善が進んでいるか、また負担軽減のための医師事務作業補助者及び夜間における看護補助者の配置等が進んでいるか、多職種によるチーム医療の実施・役割分担が進んでいるか、取り組み状況やその効果について検証を行う。

3. 調査客体

次の加算等の算定に関する届出を行っている保険医療機関

- ・ 総合入院体制加算、ハイリスク分娩管理加算、精神科リエゾンチーム加算、栄養サポートチーム加算、呼吸ケアチーム加算、救急救命入院料、小児特定集中治療室管理加算、総合周産期特定集中治療室管理料、小児入院医療管理料、地域包括ケア病棟入院料、移植後患者指導管理料、糖尿病透析予防指導管理料、院内トリアージ実施料等の病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする項目
- ・ 夜間急性期看護補助体制加算、看護補助加算、看護職員夜間配置加算等の看護職員の負担の軽減及び処遇の改善を要件とする項目
- ・ 月平均夜勤時間超過減算、処置及び手術における休日加算 1・時間外加算 1・深夜加算 1、医師事務作業補助体制加算、病棟薬剤業務実施加算、歯科医療機関連携加算、周術期口腔機能管理料、在宅患者訪問薬剤管理指導料、がん患者指導管理料等のチーム医療の推進等及び病院勤務医等の負担の軽減及び処遇の改善等を要件とする項目
(具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で検討)

4. 主な調査項目

- ・ 医療従事者の勤務状況 (医師、薬剤師、看護職員、看護補助者等)
- ・ 医療従事者の負担軽減のための施設としての取組内容やその効果
- ・ 勤務医の処遇改善の状況 (交代勤務制、時間外勤務の手当等)
- ・ 夜間の看護補助者の配置状況と看護職員の勤務状況
- ・ チーム医療の実施状況と効果

等

後発医薬品の使用促進策の影響及び実施状況調査 (案)

1. 調査の目的

平成26年度診療報酬改定で実施された後発医薬品の使用促進策により、保険薬局における一般名処方に記載された処方せんの受付状況、後発医薬品の調剤状況や備蓄状況、保険医療機関における一般名処方の実施状況、後発医薬品の使用状況や医師の処方などがどのように変化したかを調査するとともに、医師、薬剤師及び患者の後発医薬品に対する意識について調査を行う。

2. 検証のポイント

一般名処方による医療機関の処方状況や、それに伴う保険薬局における後発医薬品の調剤状況、また、後発医薬品調剤の評価による後発医薬品の調剤状況の変化等について検証を行う。

3. 調査客体

保険薬局、保険医療機関及び患者

(具体的な抽出方法及び客体数は調査検討委員会で検討)

(参考)

平成24年度調査における客体数 (括弧内は回収状況)

- ・ 保険薬局：1,500 施設 (53.3%)
- ・ 保険医療機関：病院 1,500 施設 (35.7%)、診療所 2,000 施設 (34.9%)
- ・ 医師：保険医療機関調査の対象となった病院に勤務する外来担当の医師、1 施設につき 2 人 (780 人)
- ・ 患者：調査日に保険薬局に来局した患者、1 施設につき最大 2 人 (1,003 人)

4. 主な調査項目

- ・ 保険薬局で受け付けた処方せんについて、「一般名処方」の記載された処方せんの受付状況、「後発医薬品への変更不可」欄への処方医の署名の状況
- ・ 保険薬局における後発医薬品への変更調剤の状況
- ・ 医薬品の備蓄及び廃棄の状況
- ・ 後発医薬品についての患者への説明状況
- ・ 後発医薬品に変更することによる薬剤料の変化
- ・ 保険医療機関 (入院・外来) における後発医薬品の使用状況
- ・ 後発医薬品の使用に関する医師、薬剤師及び患者の意識

等